

居宅介護 重要事項説明書

(令和6年 10月 1日現在)

1 事業者の概要

名称	YMG 訪問介護ステーション新横浜
法人種別	医療法人 五星会
法人所在地	〒222-0011 神奈川県横浜市港北区菊名 4-4-27
電話番号	TEL:045-402-7111 FAX:045-402-7331
代表者氏名	理事長 山本 登
法人の沿革・特色	1991年7月設立 急性期・慢性期・回復期・介護福祉・在宅医療 良質で信頼される医療・介護、関連サービスの提供による社会への貢献
法人が所有する 営業所の種類	菊名記念病院・新横浜リハビリテーション病院（新横浜検診センター・通所 リハビリテーション・訪問リハビリテーション・居宅介護支援センター）・菊 名記念クリニック・菊名記念AAクリニック・YMG 在宅支援総合センター（YMG 訪問看護ステーション新横浜・YMG 訪問介護ステーション新横浜・YMG 居宅 介護支援センター新横浜・YMG 訪問看護ステーション新横浜リハ）

2 事業所の概要

事業所の名称	YMG 訪問介護ステーション新横浜
事業所の所在地	〒222-0032 神奈川県横浜市港北区大豆戸町 666 番地 1 新横浜 YMG アネックス 1F
事業所の電話番号	TEL:045-533-5106 FAX:045-533-5108
サービス提供地域	通常の事業の実施地域は、横浜市港北区、神奈川区、鶴見区の一部地域
サービス提供日・ サービス提供時間	月曜日～金曜日 8:30～19:00 ・休日（土曜日・日曜日・12/30～1/3）
営業日・ 営業時間	月曜日～金曜日 8:30～17:30 ・休日（土曜日・日曜日・12/30～1/3）
事業所番号	1410900466（平成 30年 10月 1日指定）
運営方針	当事業所の運営規定に準ずる
自己評価の実施状況	年1回実施
第三者評価の 実施状況	実施なし
職員への研修の 実施状況	全職員、毎月1回以上の研修実施

3 事業所の職員体制

職種	常勤(人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資格等
管理者	1(兼任)		0.3	介護福祉士
サービス提供責任者	3		2.7	介護福祉士
ヘルパー	0	1	0.6	介護福祉士
事務員		1		

4 主たる対象者

居宅介護：身体障害者（肢体不自由、視覚障害、聴覚・言語障害、内部障害、細分なしの別） 知的障害者 精神障害者 難病等対象者 障害児
--

5 サービスの内容

① 居宅介護（身体介護）

排泄介助	起床・就寝介助
食事介助	特段の専門的配慮をもって行う調理
入浴・清拭、身体整容	自立生活支援のための援助
移乗・移動介助（居室内に限る）	（精神障害児・者に限る。横浜市独自の取り扱い）

② 居宅介護（家事援助）

掃除	一般的な調理、配下膳
洗濯	買い物・薬の受け取り（ヘルパー単独）
ベッドメイク	育児支援（おおむね就学前）
衣類の整理・被覆の補修	代読代筆支援

③ 居宅介護（通院等介助）

病院等への通院支援	診療報酬が算定される場合は算定外
官公署並びに指定相談支援事業所に訪れる際の支援	院内の移動介助等は計画上に記入が必要 障害福祉サービス事業所の見学含む

④ その他のサービス

生活等に関する相談及び助言
その他生活全般にわたる援助

6 利用料金

(1) 介護給付費支給対象サービス利用者負担額

サービスに要した費用の原則1割。ただし、市区町村から居宅介護等利用者負担減額の決定を受けている場合は、減額後の額。

月額負担上限額については、各市区町村長が定めた額。

ただし、利用者の身体的理由により1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人のヘルパーによってサービスを提供した場合は、2人分の料金をいただきます。

※事業者が利用者に代わり市区町村から受領した介護給付費の額については、利用者に通知します。

(2) 交通費

上記2で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業者がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ご利用の前日までにご連絡いただいた場合 →無料
- ・当日のご連絡については →1回 1100円

(4) 自費サービス

- ・居宅内 30分以内 1200円
- ・居宅外 30分以内 1500円（その後10分ごとに500円）

(5) その他

利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

(6) 支払方法

上記利用料金の支払いは、1か月ごとに計算し、翌月中旬ころまでに請求しますので、翌々月1日までにお支払いください。

支払いは、原則として自動口座引落しで行います（1日が金融機関休業日の場合は、翌営業日）。ただし、口座の引落しが困難な場合は、現金または指定金融機関口座への振込で対応します。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

ア 居宅介護について介護給付費支給決定を受けた方で、当事業者のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡ください。当事業者のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

イ サービス利用が決定した場合は契約を締結し、居宅介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

ウ 居宅介護の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

(2) サービスの終了

ア 利用者が当事業者に対し7日間の予告期間において文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。

イ 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

ウ 利用者がサービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1か月以内にお支払いいただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

エ 当事業所を閉鎖または縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

オ 利用者の居宅介護等についての介護給付費の支給決定が取り消された場合、もしくは介護給付費支給期間終了に伴い介護給付費支給申請を行った結果、不支給となった場合、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

ア 利用者が施設に入所した場合

イ 利用者が亡くなった場合

8 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

- (1) 契約時や契約更新時に障害福祉サービス受給者証の提示をお願いいたします。
- (2) 利用者または家族からの金銭、物品、飲食物等の受け取りはお断りさせていただきます。
- (3) 利用者または家族によるヘルパーに対するハラスメント行為は禁止させていただきます。
- (4) 利用者または家族による宗教活動・政治活動・営利活動等はお断りさせていただきます。

9 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
主治医氏名	

【ご家族等緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

10 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知（1年に1回以上）
- (2) 虐待の防止のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）
- (3) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	管理者	藤原 恵
-------------	-----	------

11 身体拘束の適正化について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）と行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（1年に1回以上）
- イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）

12 事故発生時の対応

- (1) 神奈川県、横浜市、当該利用者の家族当へ連絡を行うなどの必要な措置を講じる。
- (2) 事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。
- (3) 指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

13 この契約に関する苦情・相談窓口

当事業所ご利用相談・苦情窓口

担当者	サービス提供責任者： 藤原 恵・佐藤 春菜・新井 実穂
電話番号	045-533-5106
受付時間	8：30～17：30

当事業所以外に、横浜市の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

担当部署	横浜市健康福祉局相談調整課（横浜市福祉調整委員会事務局）
電話番号	045-671-4045
受付時間	月～金（祝日・年末年始は除く） 午前8時45分～12時・午後1時～午後5時

また、神奈川県社会福祉協議会に設置された「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や県と連携しながら苦情対応を行っています。

担当部署	神奈川県社会福祉協議会 かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局
電話番号	045-311-8861
受付時間	月～金（祝日・年末年始は除く） 午前9時～午後5時